資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円、資本準備金の額を三百十六億六千七十万八千六百二十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.msetek.com

平成二十八年四月七日

東京都港区芝三丁目二四番二一号三和ビル五階　エム・セテック株式会社

代表取締役　謝　勝　傑

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年四月二十一日を基準日と定め、同日十六時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年五月十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年四月七日

福島県いわき市南台三丁目一番地九　鶴見鋼管株式会社

代表取締役　近藤　哲己

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月七日

岐阜県大垣市室本町一丁目二番地　浅井工業株式会社

代表取締役　奥村　利和

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月七日

愛知県豊橋市植田町字八尻一二番地　中央製乳株式会社

代表取締役　川澄　宏匡

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年五月八日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年四月七日

東京都目黒区目黒本町二丁目一七番三号　南方商事株式会社

代表取締役　南方　康男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である高山詩織が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月七日

東京都荒川区西日暮里二丁目三二番一〇号　Asia Aquamarine Investment Inc.

日本における代表者　高山　詩織

任意清算公告

当社は、平成二十八年一月十八日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月七日

横浜市中区山田町五番地一フロール山田町第二一一〇一号室　弘承合資会社

代表社員　小島　弘之

投資主総会招集及び基準日設定につき通知公告

平成二十八年七月十五日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において議決権を行使できる投資主を確定するため、規約第十八条第一項の規定により、平成二十八年四月三十日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、議決権を行使できる投資主といたします。

平成二十八年四月七日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号　丸紅プライベートリート投資法人

執行役員　宰田　哲男

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十八年二月十一日開催の通常総会において、出資一口の金額を二千円から一千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、農業協同組合法第四十九条第二項の規定により公告します。

平成二十八年四月七日

山口県防府市大字切畑一〇六二番地の六　農事組合法人切畑ファーム

代表理事　原田　道昭

正誤

ページ	段	行	誤	正
一八下	一一	第十一条	第十二条	
〃	一二	第十二条・第十三条	第十三条―第十六条	
二一上	終りから一一	手続き	手続	

二三ページ下段一九行目の次に次を加える。

（独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第十二条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年国土交通省令第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一号を次のように改める。

一　削除

附則第二条第五号を次のように改める。

五　独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令（平成十四年国土交通省令第五十七号）第八条第一項

同ページ同段二〇行目の次に次を加える。

（内部組織に関する経過措置）

第十三条　独立行政法人自動車技術総合機構に係る道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第十五条において読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた旧研究所の内部組織として主務省令で定めるものは、改正法の施行の日の前日に存していた改正法附則第十一条第一項の規定により解散した旧独立行政法人交通安全環境研究所（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。次条において「旧研究所」という。）の理事長の直近下位の内部組織として国土交通大臣が定めるもの（次項において「解散時内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　独立行政法人自動車技術総合機構に係る改正法附則第十五条において読み替えて適用する通則法第五十条の六第一号に規定する当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織のうち、解散時内部組織が行っていた業務を行うものとして国土交通大臣が定めるものとする。

（管理又は監督の地位に関する経過措置）

第十四条　独立行政法人自動車技術総合機構についての旧研究所に係る改正法附則第十五条において読み替えて適用する通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして国土交通大臣が定めるものとする。

二三下	一二	第十二条	第十五条
〃	終りから一二	第十三条	第十六条

平成二十七年十一月十七日（号外第二百五十九号）国家公安委員会告示第四十一号（国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針）

（原稿誤り）

一下	二	障害を理由とする差別の解消に関する法律
		障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成二十八年二月十七日関東地方整備局告示第三十一号（都市計画に関する件）

（原稿誤り）

六下	終りから五	国領狛江銀座線	狛江銀座線

平成二十八年三月十八日（号外第六十号）北陸地方整備局告示第二十二号（道路に関する件）

（原稿誤り）

一一四下	終りから一二	五七・八一	五四・一九
〃	〃一二	五七・八一	五一・五七

平成二十八年四月一日（号外第七十八号）掲載の一般社団法人全国旅行業協会に係る旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告中

（印刷誤り）

八〇ページ上段の宮崎トラベルの欄中「㈱※」とあるは「㈱田」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月七日付第八二号四八ページ
◉官報郵送料のお知らせ　三月分（一部当り）の郵送料二、五七二円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）